

○神戸大学インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンタージェンダー平等推進部門
協力職員要項

(趣旨)

第1条 この要項は、神戸大学インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター規則（以下「センター規則」という。）第4条第3項の規定に基づき、ジェンダー平等推進部門の協力職員に関し必要な事項を定めるものとする。

(選出)

第2条 協力職員は、本学におけるジェンダー平等の推進に関する理解及び識見を有する各研究科及び経済経営研究所の専任教員各1名をもって充てる。

(任期)

第3条 協力職員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、協力職員が欠けた場合における後任の協力職員の任期は、前任者の残任期間とする。

(業務)

第4条 協力職員は、センター規則第9条第4項に定めるジェンダー平等推進部門の業務に係る、特定の課題に対する助言及び必要な支援を行うものとする。

2 協力職員は、神戸大学インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンタージェンダー平等推進部門運営会議（以下「会議」という。）の長が必要と認めるときは、会議に出席し意見を述べることができる。

(雑則)

第5条 この要項に定めるもののほか、協力職員に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、令和4年8月30日から施行する。
- 2 令和3年3月31日に現に在任する神戸大学男女共同参画推進室規則(以下「規則」という。)の規定により任命された協力職員は、この要項の規定により任命される協力職員とみなし、その任期は、規則の規定による任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則 (令和5年1月30日)

この要項は、令和5年4月1日から施行する。